

静岡県告示第213号

ひとり親家庭生活実態調査を次のとおり実施するので、静岡県統計調査条例（平成20年静岡県条例第57号）第3条の規定に基づき告示する。

令和元年8月20日

静岡県知事 川勝平太

1 調査の目的

本調査は、県内のひとり親世帯の生活及び就労状況等を把握し、静岡県のひとり親世帯の福祉施策の基本となる「第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査事項

- (1) 世帯の状況について
- (2) 住まいの状況について
- (3) 就労の状況について
- (4) 家計の状況について
- (5) 子どもの教育の状況について
- (6) 養育費及び面会交流について
- (7) 日常生活等について
- (8) 福祉施策の利用状況について

3 調査範囲

地域的範囲 静岡県全域

属性的範囲 県内在住の静岡県内に居住する児童扶養手当を受給するひとり親世帯、母子父子寡婦福祉資金を借り受けているひとり親世帯及び県内各市町母子寡婦福祉会に属するひとり親世帯

4 調査期日

令和元年8月9日から8月26日まで

5 調査方法

郵送調査